平成２９年（フ）第５７９０号
東京都世田谷区代田５丁目10―16―202
債務者　安部美奈子（旧姓坂田）
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７９６号
東京都八王子市別所２丁目51―１―1106
債務者　長谷川美邦子
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７９８号
東京都杉並区永福３丁目34―８　城南第二ビル　３Ｃ
債務者　椙本真由美
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８００号
東京都大田区東六郷２丁目10―５―201
債務者　千野　光雄
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８１５号
東京都中野区新井２丁目38―14　ＴＯＰ中野第２　222
債務者　宮本　直子
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８１７号
東京都足立区入谷３丁目11―17―303
債務者　佐藤祐美子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８１９号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目９－３―1005
債務者　本間　知美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８２１号
東京都世田谷区宮坂３丁目20―11―202
債務者　久慈　唯華
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８２２号
東京都港区東麻布３丁目３－２―301
債務者　坪井　利実
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８２３号
東京都大田区萩中３丁目12―11―202
債務者　板橋　佑一
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８２９号
埼玉県八潮市大字大原641－１　イセソラージュＣ103
債務者　北村　昌弘
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９６号
栃木県那須塩原市無栗屋340番地２
債務者　東泉　和明
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５７６０号
東京都世田谷区北沢５丁目24―15
債務者　田中　俊介
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２５号
沖縄県沖縄市山里１丁目16番10号　伊佐アパートＢ－１
債務者　永山　尚美（旧姓我如古）
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第５７９７号
埼玉県三郷市新和１丁目547―４―303
債務者　村瀬　祐樹
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部